

《発表記者会：東北電力記者会、宮城県政記者会》

令和7年10月15日

東北運輸局

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月15日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

#### 2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（15営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
青森	大深内	1両×107日	秋田	米内沢	1両×121日
岩手	小友	1両×36日	秋田	合川	1両×122日
岩手	大迫	1両×145日	秋田	北浦	1両×122日
岩手	川尻	1両×127日	宮城	岩出山	1両×61日 1両×62日
岩手	平舘	1両×110日	宮城	田尻	2両×56日
岩手	平泉	1両×110日	宮城	柴田	3両×31日 1両×33日
山形	藤島	1両×112日	福島	天栄	1両×97日
山形	福原	1両×110日			

#### 3. 処分日

令和7年10月15日（水）

**【問合せ先】**

東北運輸局自動車交通部自動車監査官 担当：藤田、高貝

TEL：022-791-7532